

# 持分の定めのない医療法人への 移行計画認定制度 Q & A

令和5年5月改訂

厚生労働省医政局医療経営支援課

# 目次

## 1. 持分の定めのない医療法人への移行について ..... 1

Q 1-1 なぜ持分の定めのない医療法人への移行が必要なのでしょうか。持分があると、どういった問題があるのでしょうか。

Q 1-2 持分を放棄することに抵抗があります。特に、法人のオーナーとして、持分は運営権限の裏付けだと思っています。持分の定めのない医療法人では、医療法人の運営権限がなくなるのではないのでしょうか。

## 2. 認定申請の手続きについて ..... 2

Q 2-1 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度とは、どのような制度ですか。

Q 2-2 移行計画の認定を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

Q 2-3 申請書類に不備があった場合はどうなりますか。また、認定の要件を満たしていないと判断された場合、再度申請することはできますか。

Q 2-4 申請を検討している段階ですが、現時点で認定の要件を満たしているか、事前に確認してもらうことはできますか。

## 3. 移行計画について ..... 3

Q 3-1 移行計画に記載する「移行の期限」はどのように設定すれば良いですか。また、移行のスケジュールを検討するに当たり、定款変更等の手続きにはどれくらいの時間を見ておけば良いですか。

Q 3-2 認定後、移行計画のとおり手続きを進められなかった場合はどうなりますか。何らかの手続きが必要になりますか。

## 4. 認定要件について（特別の利益供与関係） ..... 4

Q 4-1 特別の利益供与の有無の判断は、誰が行うのですか。税理士・公認会計士等が判断して適正と認められていれば、問題ないですか。

Q 4-2 特別の利益供与の有無は、どの時点で判断されますか。

- Q 4-3 役員に社宅として建物を貸与していますが、問題となることはありますか。
- Q 4-4 役員が法人の施設間を移動する際や自宅からの通勤の際に、法人所有の自動車を使用していますが、問題となることはありますか。
- Q 4-5 職員の福利厚生の一環として、各種会員権を法人で所有していますが、この会員権を役員が利用した場合、問題となることはありますか。
- Q 4-6 関係者に施設を貸与する場合、医療法人の所有施設ではなく他者から借りている施設を又貸しする形であっても、特別の利益供与の該当有無を検討する必要がありますか。
- Q 4-7 理事長所有の不動産を、病院敷地として医療法人が賃借していますが、問題となることはありますか。
- Q 4-8 役員を被保険者とし、法人を保険金・解約返戻金の受取人とする生命保険に加入し、保険料を支払っていますが、問題となることはありますか。
- Q 4-9 医療法人から役員が兼務している社会福祉法人やNPO法人に寄附を行っている場合、問題となることはありますか。
- Q 4-10 医療法人の役員が取引のあるMS法人（メディカル・サービス法人）の役員を兼務している場合、問題となることはありますか。

## 5. 認定要件について（役員等に対する報酬関係） ..... 7

- Q 5-1 理事等への報酬が不当に高額であるかどうかは、どのように判断されますか。
- Q 5-2 一般的な役員報酬額の水準と比較して高額な役員報酬の支給が認められるのは、どのような場合ですか。
- Q 5-3 理事等への報酬が不当に高額であるかどうかは、どの時点で判断されますか。

## 6. 認定要件について（遊休財産関係） ..... 8

- Q 6-1 保険積立金は「業務の用に供する財産」に区分することができますか。
- Q 6-2 従業員に対する奨学金制度を設けていますが、この場合の貸付金は「業務の用に供する財産」に区分することができますか。
- Q 6-3 建物の一部に休床の病棟があり、申請時点では業務に利用していない場合、その建物は「その他の財産」に区分する必要がありますか。

Q 6-4 現在利用していない遊休土地に評価損が発生しているのですが、遊休財産の額から控除することはできますか。

Q 6-5 10年後に新たに診療所を開設することを予定しており、事業資金の一部を「特定事業準備資金」に区分して計上することを検討しています。この場合、この特定事業準備資金は遊休財産に該当しないものとして要件上控除することはできますか。

Q 6-6 特定事業準備資金を設ける場合、目的とする事業が定款上に定められている必要があるとのことですが、既存の病院の建て替えを予定している場合、定款の本来事業として既に規定があるため、定款の変更は必要ないと考えて良いですか。

## 7. 認定要件について（その他） ..... 10

Q 7-1 「社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること」の要件において、介護老人保健施設等における居住費や食費は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれますか。

Q 7-2 過去に法令に違反する事実があったものの、現在は改善されている場合、どの時点から認定を受けることができますか。

Q 7-3 「自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」の要件において、どの程度の水準であれば「社会保険診療報酬と同一の基準」と判断されますか。

## 8. 認定後の手続きについて ..... 11

Q 8-1 移行計画の認定を受けた後は、どのような手続きが必要になりますか。

Q 8-2 移行計画の認定を受けた後、運営に関する要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。

## 1. 持分の定めのない医療法人への移行について

Q 1 - 1 なぜ持分の定めのない医療法人への移行が必要なのでしょう。持分があると、どういった問題があるのでしょうか。

【A】

持分の定めのある医療法人は、出資者から持分払戻請求を受けるリスクがあります。また、現在の出資者に払戻請求を行う意思がない場合であっても、出資者に相続が発生した場合、出資者の相続人から請求される可能性があります。

仮に、こうした請求が行われず、出資者やその相続人が持分を放棄したとしても、放棄された持分は医療法人に帰属する形になりますので、医療法人に対するみなし贈与税が課されるリスクがあります。

こうした払戻請求や課税のリスクは、医療法人が、地域医療の担い手として医療を継続して安定的に提供することを困難にする可能性があると考えます。

平成 29 年 10 月からの認定医療法人制度（新制度）では、医療法人に対するみなし贈与税が非課税となる優遇税制措置も導入されております。認定医療法人制度を活用し持分の定めのない医療法人へ移行すれば、こうした持分に関するリスクを回避することが可能です。

Q 1 - 2 持分を放棄することに抵抗があります。特に、法人のオーナーとして、持分は運営権限の裏付けだと思っています。持分の定めのない医療法人では、医療法人の運営権限がなくなるのではないのでしょうか。

【A】

持分を私的な財産であると考えますと、持分の放棄は私的財産権の放棄となりますが、一方で法人にとっては、持分があることは相続などによる運営上のリスクとなるため、法人の持続可能性の観点から、持分の定めのない医療法人への移行を推奨しています。

また、医療法人運営は、社員の議決によって行われるものですが、持分と議決権とは法律上結びついておらず、持分を放棄したとしても、社員としての議決権がなくなるわけではありません。現に多くの持分の定めのない医療法人が、きちんとしたガバナンスの下、法人運営を行っています。

持分の定めのない医療法人への移行は自主的なものですが、持分の定めのある医療法人の皆様におかれては、Q 1 - 1にあるリスクをご理解いただいた上で、持分の定めのない医療法人への移行をご検討いただきたいと考えております。

## 2. 認定申請の手続きについて

Q 2 - 1 持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度とは、どのような制度ですか。

【A】

この制度は、現在持分の定めのある医療法人であって、持分の定めのない医療法人への移行をしようとする法人が、移行計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。移行計画においては、認定日から5年を超えない範囲で移行の期限を定める必要がある他、その期限内に持分の定めのない医療法人への移行を完了するための有効かつ適切な計画であることなどが求められます。

厚生労働大臣の認定を受けた医療法人は「認定医療法人」となり、税制優遇や融資の支援を受けることができます。制度内容や優遇措置の詳細については、以下の厚生労働省ホームページや、同ページに掲載されている『「持分なし医療法人」への移行に関する手引書』等を参考としてください。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html>）

（※）現行の制度は令和8年12月31日までとされています。

Q 2 - 2 移行計画の認定を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

【A】

移行計画の認定を申請する際には、まずは法人内で、移行計画の内容について社員総会の決議を得る必要があります。その後、移行計画認定申請書等の必要書類を作成の上、厚生労働省宛にメール又は郵送で提出してください（都道府県を經由せず直接厚生労働省への申請を行う必要がありますのでご注意ください。）。

審査の結果、申請の内容に問題が無いことが確認されれば、厚生労働大臣による移行計画認定通知書が発出されます。

申請に必要な書類の様式や申請先については、Q 2 - 1に記載の厚生労働省ホームページをご確認ください。また、申請書類作成に当たって不明な点等がある場合は、厚生労働省の担当窓口へご連絡ください。

Q 2 - 3 申請書類に不備があった場合はどうなりますか。また、認定の要件を満たしていないと判断された場合、再度申請することはできますか。

【A】

申請書類の不備や、認定要件の充足状況に疑義があった場合には、申請者に対して厚生労働省の担当者から直接連絡し、書類の修正依頼や詳細確認を行います。修正・回答の結果、申請の内容に問題が無いことが確認されれば、通常どおり認定を受けることが可能です。

また、審査の結果、要件を満たしていないと判断された場合でも、その後要件を満たした上で再度申請を行うことは可能です。

Q 2 - 4 申請を検討している段階ですが、現時点で認定の要件を満たしているか、事前に確認してもらうことはできますか。

【A】

申請前の段階であっても、認定要件の充足状況等について、事前の相談を受け付けております。相談いただく際は、認定要件に関係する現状の取引内容等について、法人内で整理した資料があるとスムーズな対応が可能です。

事前相談において認定要件を満たしていないと判断され、申請に至らなかった場合でも、今後申請を行うことができなくなるわけではありませんので、お気軽にご相談ください。

### 3. 移行計画について

Q 3 - 1 移行計画に記載する「移行の期限」はどのように設定すれば良いですか。また、移行のスケジュールを検討するに当たり、定款変更等の手続きにはどれくらいの時間を見ておけば良いですか。

【A】

「移行の期限」は、移行計画の認定を受けようとする日から5年以内の日付とする必要があります。この期限までに、残余財産の帰属先に係る定款変更について、都道府県知事の認可を受けることで、持分の定めのない医療法人への移行が完了します。もし期限までに移行ができなかった場合、移行計画の認定が取り消されてしまうため、手続き等に予期しない遅延があっても対応できるよう、移行計画は余裕を持った計画とすることが望ましいです。

なお、定款変更の認可申請に当たっての手続きに要する時間や必要書類については、各都道府県の窓口に直接ご確認ください。

(※) 令和2年3月31日までは、上記の定款変更を行う前に、移行計画の認定を受けた医療法人である旨を記載した定款への変更が必要とされていましたが、現在この定款変更は不要となっています。

Q 3 - 2 認定後、移行計画のとおり手続きを進められなかった場合はどうなりますか。何らかの手続きが必要になりますか。

【A】

移行計画に記載した内容のうち、「5 移行の期限」「6 融資制度利用の見込み」「7 合併の見込み」等に変更があった場合には、当初申請時と同様に厚生労働大臣宛に申請を行い、移行計画の変更認定を受ける必要があります。

なお、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更（移行計画に記載したスケジュールがずれ込んだ場合等）のみであれば、変更認定を受ける必要はありません。

## 4. 認定要件について（特別の利益供与関係）

Q 4 - 1 特別の利益供与の有無の判断は、誰が行うのですか。税理士・公認会計士等が判断して適正と認められていれば、問題ないですか。

【A】

法人関係者等との各取引について、申請者自身が特別の利益供与に該当するか否かを判断し、提出書類上に記載することになります。ただし、申請時に特別の利益供与がないと記載していた場合であっても、後に特別の利益供与に該当すると思われる取引が判明した場合には、該当する取引の解消等を求めることがあるので注意してください。

なお、下記の①～⑩に該当する行為をしたと認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与えているものと判断されますが、社会通念上相当かどうかの判断に迷う場合等には、税理士や公認会計士等の専門家の意見を徴求しておくことは、審査の際の説明資料となり得ます。

- ① 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
- ② 当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
- ③ 当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
- ④ 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
- ⑤ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
- ⑥ これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
- ⑦ これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
- ⑧ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該医療法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
- ⑨ 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
- ⑩ 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

Q 4 - 2 特別の利益供与の有無は、どの時点で判断されますか。

【A】

原則、申請時点において判断されます。そのため、過去に特別の利益供与に該当するような取引があった場合でも、申請時点で該当する取引が解消されていれば、認定を受けることは可能です。ただし、当該過去の取引が医療法や他の法令に違反するものでないことが前提となります。

また、取引の内容によっては、将来同様のことが起こらないための対応策等について説明を求める場合があるため、その際の説明資料として今後の取引についての誓約書等を作成しておくことも有効です。

Q 4 - 3 役員に社宅として建物を貸与していますが、問題となることはありますか。

【A】

役員等に対して社宅を貸与していることについて、

- ① 福利厚生規程に基づき、他の職員と同じ基準で貸与している場合
- ② 救急対応や建物管理等の業務上の必要性から貸与している場合（規程等に基づき貸与している場合や相応の賃料を受領している場合に限る）

のように、合理的な理由があると判断される場合には問題となりませんが、こうした合理的な理由が無いと判断される場合には、その役員等に特別の利益を与えていることとなります。

なお、②のような理由で特定の役員等に社宅を貸与している場合には、受領している賃料の適正性についての説明を求める場合があります。賃料が適正であることの根拠資料としては、当該物件の不動産鑑定評価書や、近隣類似物件の賃貸借料の資料等が考えられます。

(※) 当該認定制度は、他の法人よりも税制面での優遇を受ける制度であることから、特別の利益供与に当たるか否かの判断は、一般的な税法上の役員に対する社宅等の貸与の取扱いにおける賃貸上相当額の判断基準よりも、厳格に解されることとなります。

Q 4 - 4 役員が法人の施設間を移動する際や自宅からの通勤の際に、法人所有の自動車を使用していますが、問題となることはありますか。

【A】

社用車の利用については、その利用状況が法人の業務として合理的であるか等により判断することとなります。合理的な理由なく、自宅からの通勤等の私的な利用が恒常的に行われている場合には、特別の利益供与に該当するものとして利用の解消を求めることがあります。

役員による社用車の利用がある場合には、利用日、利用時間、行先、目的及び移動距離等を記録した運行記録を作成する等、法人の業務のための利用であることが合理的に説明できるようにしておいてください。

Q 4 - 5 職員の福利厚生の一環として、各種会員権を法人で所有していますが、この会員権を役員が利用した場合、問題となることはありますか。

【A】

福利厚生施設や会員権の利用については、その利用について規程等を定めており、当該規程等において特定の者だけでなく広く職員が利用可能となっている等の場合には問題とはなりません。こうした対応を行っていない場合には、特別の利益供与に該当するものとして利用の解消を求めることがあります。

同様に、関係者への貸付金についても、奨学金等福利厚生を目的とするものであれば、特別の利益供与には該当しないものと判断されます。法人内で利用規程等が整備されていない場合には、申請の前に作成しておくようにしてください。

Q 4 - 6 関係者に施設を貸与する場合、医療法人の所有施設ではなく他者から借りている施設を又貸しする形であっても、特別の利益供与の該当有無を検討する必要がありますか。

【A】

医療法人が自己所有している施設でなくても、その施設を関係者に貸与する場合には、「事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で法人関係者に与えること」として、特別の利益供与に該当する可能性があります。特別の利益供与の該当有無を整理する上では、自己所有資産だけでなく、他者からの借用資産についても同様に検討するようにしてください。

Q 4 - 7 理事長所有の不動産を、病院敷地として医療法人が賃借していますが、問題となることはありますか。

【A】

関係者から資産を借り受ける際は、支払う賃料が適正な価額であることが必要であり、不当に高額な賃料を支払っていると認められる場合は、特別の利益供与に該当することになります。

審査に当たっては、賃料が適正であることの説明が求められるため、対象不動産の不動産鑑定評価書や、近隣類似物件の価額・賃借料、路線価、過去の取引実績等を元に、賃料についての客観的な説明資料を準備しておくことが重要です。

Q 4 - 8 役員を被保険者とし、法人を保険金・解約返戻金の受取人とする生命保険に加入し、保険料を支払っていますが、問題となることはありますか。

【A】

保険金や解約返戻金の受取人が、役員やその親族等ではなく法人に限定されている契約形態であれば、一般的には特別の利益を与えるものではないと判断されます。

一方、その保険が例えば逓増型生命保険（解約返戻率が経過期間に応じて増加するもの）であり、これを解約返戻率が低い段階で役員等に時価で譲渡したような場合には、実質的に医療法人の資金を役員等に移転させているものと考えられるため、特別の利益供与と判断される可能性があります。

実際には上記の例に限らず様々な商品があるため、個別商品の内容や目的等を踏まえ、適正な取引であるかを審査することとなります。

Q 4 - 9 医療法人から役員が兼務している社会福祉法人やNPO法人に寄附を行っている場合、問題となることはありますか。

【A】

公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために、社会福祉法人やNPO法人等を含む公益法人等に対して行う寄附については、例外的に特別の利益供与に該当しないこととされています。

しかし、これらの法人への寄附であれば一律に問題ないというわけではなく、その寄附の目的が合理的なものであるか等を踏まえ、個別に判断することになります。例えば、社会福祉法人への寄附であっても、合理的な理由なく、役員が兼務していること等を主な理由として寄附を行っている場合には、特別の利益供与を行っているとは判断されることがあります。

Q 4-10 医療法人の役員が取引のあるMS法人（メディカル・サービス法人）の役員を兼務している場合、問題となることはありますか。

【A】

医療機関の開設者である法人の役員については、原則として当該医療機関の開設・経営上の利害関係にある営利法人等の役職員を兼務しないこととされているため、医療法人の運営上問題があります。そのため、以下の通知（※）で特に認められる場合を除き、原則兼務を解消することが求められます。

（※）『医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について』平成5年2月3日付け厚生省健康政策局  
総務課長・指導課長通知

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyokeiei/tuchi/050203.pdf>

また、審査に当たり、このようなMS法人との取引がある場合、取引の相手方の選定理由や、取引価額の決定方法についての説明を求めることがあります。取引の適正性を担保する観点からも、なるべく入札や同業他社との見積もりによる比較を実施するようにしてください。

## 5. 認定要件について（役員等に対する報酬関係）

Q 5-1 理事等への報酬が不当に高額であるかどうかは、どのように判断されますか。

【A】

一般的な医療法人や民間事業者の役員の報酬等・従業員の給与、当該医療法人の経理状況等を考慮して判断することとなります。なお、医療法人の規模・利益率等は判断の一要素にはなりますが、医療法人の非営利性の観点から、収益額に比例して無制限に役員報酬の支給が認められるものではありません。

一般的な役員報酬額の基準としては、以下のものが参考として挙げられます。

① 医療経済実態調査（医療機関等調査）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/iryokikan.html>

② 特定医療法人の役員の報酬額

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152180.html>

③ 人事院調査 「民間企業における役員報酬（給与）調査」

[https://www.jinji.go.jp/toukei/0321\\_yakuinhousyu/0321\\_yakuinhousyu\\_ichiran.html](https://www.jinji.go.jp/toukei/0321_yakuinhousyu/0321_yakuinhousyu_ichiran.html)

Q5-2 一般的な役員報酬額の水準と比較して高額な役員報酬の支給が認められるのは、どのような場合ですか。

【A】

医療法人の役員としての一般的な業務に加え、更に報酬を支給することが妥当と考えられるような勤務実態があれば、一般的な役員報酬額を超えるような支給を行っていたとしても、不当に高額な報酬では無いと判断されることがあります（例えば、医師である理事が日常の通常業務に加え、更に夜間当直や休日当直などを恒常的に行っている場合等）。

このような場合には、役員報酬の支給額についての理由を説明する書類の提出を求められます。理由の説明書類では、高額な支給の対象となる役員について、以下のような内容を説明いただくことになります。

- ・ 医師としての勤務実績（当直、オンコール対応、手術件数等）
- ・ これまでの法人への貢献度や地域での活動
- ・ 医療法人の役職員全体の平均給与 等

Q5-3 理事等への報酬が不当に高額であるかどうかは、どの時点で判断されますか。

【A】

原則、申請時点において判断されます。

例えば、従来は高額な報酬を支給していたものの、会計年度の途中で役員報酬規程を改正し、不当に高額でない水準にまで報酬額を引き下げたという場合には、申請時点で改正された規程が適用されていれば、認定を受けることが可能です。

## 6. 認定要件について（遊休財産関係）

Q6-1 保険積立金は「業務の用に供する財産」に区分することができますか。

【A】

保険積立金については、期間途中の任意の解約が可能であり、その際の解約返戻金の用途が限定されていないことから、預金との相違が明確でないため「その他の財産」に区分する必要があります。

勘定科目が「長期前払費用」等になっていても、その内容が実質的に保険積立金である場合には、同様に「その他の財産」に区分する必要があります。

Q6-2 従業員に対する奨学金制度を設けていますが、この場合の貸付金は「業務の用に供する財産」に区分することができますか。

【A】

貸付金については、福利厚生等を目的とするものであっても「その他の財産」に区分する必要があります。

勘定科目が「仮払金」「立替金」等になっていても、その内容が実質的に貸付金である場合には、同様に「その他の財産」に区分する必要があります。

Q6-3 建物の一部に休床の病棟があり、申請時点では業務に利用していない場合、その建物は「その他の財産」に区分する必要がありますか。

【A】

利用されていないのが建物の一部のみであり、その部分の価額を評価することが難しい場合には、建物全体として業務の用に供しているとみなしても問題ありません。

Q6-4 現在利用していない遊休土地に評価損が発生しているのですが、遊休財産の額から控除することはできますか。

【A】

遊休財産の計算上、評価・換算差額等がある場合には、純資産額・資産額から控除して計算することとされていますが、この対象となるのは貸借対照表上の「評価・換算差額等」の科目に分類されるものに限定されており、任意の控除が認められているわけではありません。

具体的には、「その他有価証券評価差額金」や「繰延ヘッジ損益」に含まれるもののみがこの控除の対象となります。

Q6-5 10年後に新たに診療所を開設することを予定しており、事業資金の一部を「特定事業準備資金」に区分して計上することを検討しています。この場合、この特定事業準備資金は遊休財産に該当しないものとして要件上控除することはできますか。

【A】

特定事業準備資金については、以下の要件を全て満たしている場合には、遊休財産額から控除することが認められます。

- ① 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。
- ② 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- ③ 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
  - (a) 資産の部 ○○事業特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）
  - (b) 純資産の部 ○○事業積立金（積立金に掲記）

- ④ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

そのため、たとえ3年後の計画であっても、要件を満たしていなければ遊休財産と判断されることとなります。このうち、特に②の金額の合理性に関しては、建築会社等の見積書（可能な複数）や、既存の施設の建築年や建築価額が分かる資料、当該事業に係る今後の計画等の根拠資料の提出が求められます。

Q6-6 特定事業準備資金を設ける場合、目的とする事業が定款上に定められている必要があるとのことですが、既存の病院の建て替えを予定している場合、定款の本来事業として既に規定があるため、定款の変更は必要ないと考えて良いですか。

【A】

既存の病院の建て替えなど、現に有する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金については、「特定事業準備資金」ではなく「減価償却引当特定預金」に区分することが適当です。

その場合であっても、当該資金の目的である支出に充てる場合を除いて取り崩すことができないものであるということ等を明確化する観点から、定款上に減価償却引当特定預金に関する規定を設けることが適当です。定款上に規定する内容については、厚生労働省ホームページに記載されている定款例（<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000940237.pdf>）を参考としてください。

ただし、既存施設の機能を大幅に超える建て替えであり、特定事業準備資金としての計上が適当であるような場合には、「〇〇病院の病床の増床」等として、定款上に当該事業に関する新たな規定を設けることが必要となります。

## 7. 認定要件について（その他）

Q7-1 「社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること」の要件において、介護老人保健施設等における居住費や食費は、「社会保険診療等に係る収入金額」に含まれますか。

【A】

居住費や食費は利用者負担であり、介護保険給付とはみなされないため、「社会保険診療等に係る収入金額」には含まれません。

ただし、そのうち特定入所者介護サービス費（市町村民税が非課税の世帯の入居者について、居住費・食費等の自己負担額を軽減するもの）については、市町村から介護保険給付として支給されるものであるため、「社会保険診療等に係る収入金額」に含めていただくことが可能です。

Q7-2 過去に法令に違反する事実があったものの、現在は改善されている場合、どの時点から認定を受けることができますか。

【A】

法令違反等については、申請日の属する会計年度及び前会計年度について、申請日の前日までの間において該当する事実が無いことが求められます。

例えば、3月決算の法人が、過去にあった法令違反を令和2年10月に改善したという場合、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）までは認定要件を満たしていないこととなりますが、令和4年度（令和4年4月～）以降であれば、認定を受けることができます。

Q7-3 「自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」の要件において、どの程度の水準であれば「社会保険診療報酬と同一の基準」と判断されますか。

【A】

自費患者に対して請求する金額については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）や健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることが求められていますが、必ずしも全ての請求が1点10円でないといけないというわけではありません。

例えば、自賠責保険の診療費の場合、多くの地域で自賠責保険診療費算定基準（新基準）に従い、『薬剤等「モノ」についてはその単価を12円とし、その他の技術料についてはこれに20%を加算した額を上限とする』取扱いがされており、これは認定要件上妥当と認めています。

また、分娩料や歯科のインプラント治療料等、診療報酬に類似のものが定められていないものについては、「地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額」であることが求められており、医療法人の「診療報酬規程」の他、院内に掲示している料金表等を根拠資料として求めることがあります。

## 8. 認定後の手続きについて

Q8-1 移行計画の認定を受けた後は、どのような手続きが必要になりますか。

【A】

移行計画の認定を受けた後は、持分の処分について出資者との調整を行った上で、残余財産の帰属先に係る定款変更について都道府県知事の認可を受けることにより、持分の定めのない医療法人への移行が完了します。併せて、持分の処分や定款変更の事実があった日から起算して3ヶ月以内に、厚生労働大臣宛にその旨の報告を行う必要があります。

また、移行が完了してから6年を経過するまでの間、毎年厚生労働大臣宛に運営状況の報告を行う必要があります。

認定後の手続きの詳細については、以下の厚生労働省ホームページや、同ページに掲載されている『「持分なし医療法人」への移行に関する手引書』等を参考としてください。

( <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000205627.html> )

Q8-2 移行計画の認定を受けた後、運営に関する要件を満たさなくなった場合はどうなりますか。

【A】

認定医療法人においては、移行計画の認定を受けた日から、持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間、運営に関する要件を満たし続けることが必要です。

この間に要件を満たさなくなった場合、厚生労働大臣は認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、認定を取り消すことができるものとされています。この他、法人が解散した場合や合併・分割を行った場合等も、認定の取消要件とされています。

認定が取り消された法人においては、出資者等が相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けている場合、納税猶予の期限が確定し、認定が取り消された日から2月を経過する日までに相続税・贈与税を納付する必要があります。同様に、出資者の持分放棄による医療法人への贈与税の課税の特例の適用を受けている場合も、認定が取り消された日の翌日から2月以内に、贈与税についての修正申告書を提出し、納付すべき税額を納付する必要があります。